

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主はじめすべてのステークホルダーとの信頼関係をより強化するため、効率的な経営体質・体制を確立するとともに公正で透明性の高い経営を行うことが、コーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

また、企業の社会的責任を認識し、法令遵守はもとより企業倫理に基づく行動の徹底を図り、より信頼される企業を目指し、効率的な事業活動を推進していくこととしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4. 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

当社の機関投資家、外国人株主等の持株比率の状況等を踏まえ、現時点では議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は実施していません。本件については、今後の機関投資家、外国人株主等の持株比率等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-1-3. 最高経営責任者の後継者計画】

当社は、現時点では最高経営責任者である取締役社長の後継者計画を策定していません。取締役社長につきましては、経験・知見・能力・人格等の資質に加え、その時々々の経営状況や対処すべき課題等も勘案し、また、指名報酬委員会における審議も踏まえ、最適と考えられる人物を選定することとしております。本コードの趣旨を踏まえ、当社は指名報酬委員会において上記後継者計画の策定について審議を行っております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役候補者は、金融商品取引所が定める独立性基準に基づいて選定しております。今後は、当社独自の独立性判断基準を策定することを検討してまいります。

【原則4-11. 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社は女性または外国人の取締役は選任していませんが、補充原則4-11-1に記載の考え方に基づいて取締役を選任しており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関しては、現時点では相当であると認識しております。なお、女性または外国人の取締役の選任については、本コードの趣旨並びに今後の当社の状況及び外部環境等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は2019年5月31日に中期経営計画(2019年度～2021年度)を公表しています。本コードの趣旨を勘案し、資本コストを的確に把握した上での収益計画や資本政策の基本方針、設備投資・研究開発費・人材投資等の経営資源の配分等の具体的策定・公表につきまして、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、取引関係の維持・強化等事業活動上の必要性や経済合理性を総合的に勘案して上場株式を保有しております。

当社は、保有する上場株式について、個別の株式毎に保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを検証するとともに、中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等の保有目的に沿っているかを基に保有の妥当性を検証しております。

検証の結果、妥当性が見出せなかった株式については、採算改善を図るとともに改善が困難とされる保有株式については圧縮してまいります。

政策保有株式の議決権行使につきましては、保有先の経営方針等を尊重した上で、当社と発行会社双方の持続的な成長と企業価値の向上に適うか否か等を基準に判断を行うことといたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引及び当社と取締役の間の利益相反取引については、法令及び取締役会規程に基づき、取締役会の決議事項・報告事項としております。当該取引がある場合は取締役会による承認、結果報告を行っております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金(基金型)を採用し、基金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう業務経験を備えた人材を年金基金事務局へ配置しております。

また、積立金の運用を安全・効率的に行うことを定めた基本方針・運用指針を作成し、運用受託会社に交付した上、運用受託機関に対するモニタリングを実施しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 当社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「モノづくりに根ざした確かな技術と徹底した品質管理に基づく高品質な製品・設備をご提供すること」を基本方針(理念)としております。

当社は、1. 成長への盤石な経営基盤の構築、2. 次世代成長分野(クリーンエネルギー関連・バイオガス利活用・船舶環境規制対応機器)への投資を中期経営計画の骨子としております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1.1 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、株主総会において決定した役員報酬の総額の範囲内において、月例報酬と賞与を支給することとしております。月例報酬及び賞与は、会社業績、世間水準等を総合的に勘案して決定する方針としております。

当社は、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置しております。当社は、役員報酬の各取締役(監査等委員である取締役を除く。)への配分については、指名報酬委員会において審議・確認した報酬方針及び各役職と職責に応じて定められた規定額に基づき取締役会において決定しております。監査等委員である取締役分につきましては、監査等委員の協議により審議決定することとしております。

また、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、2016年6月開催の第92回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、2017年6月開催の第93回定時株主総会における承認決議を経て、業績連動型株式報酬制度として、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託を採用しております。具体的内容は、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置しております。経営陣幹部・取締役候補者・監査等委員候補者の原案につきましては代表取締役が原案を作成し、指名報酬委員会において上記原案を審議し、その審議結果を踏まえ取締役会において決定することとしております(監査等委員候補者につきましては、監査等委員会の同意を得ることとしております)。また、指名報酬委員会の審議・答申に基づき、経営陣幹部の選解任方針を取締役会決議により定めております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、2016年6月開催の定時株主総会より、社内出身の取締役候補者及び監査等委員候補者についても、その指名理由を招集通知において開示しております。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲】

当社は取締役会を、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置づけております。

当社は、社長、各担当取締役、常勤の監査等委員である取締役及び執行役員等からなる経営会議を毎月1回開催することとしております。経営会議では、取締役会審議事項の事前審議及びその他重要事項の審議・決定を行い、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図っております。当社は執行役員による業務執行に関する意思決定の迅速化、経営の効率化を図っております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由【原則4-9】をご参照ください。

【補充原則4-11-1. 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、各種プラント・装置のエンジニアリング・建設及び各種単体機械の設計・製作・据付・販売を主な事業内容としており、経営判断には専門性が求められることから、当社の事業、営業、技術、経営管理等に精通した社内出身者を中心に取締役(監査等委員である取締役を除く)を選任するとともに、他の会社での経歴等に基づく豊富な知識・経験に基づき、経営陣とは独立した視点で経営監視や助言をいただく社外取締役(監査等委員である取締役を除く)2名を併せて選任し、取締役会全体としてのバランスをとることとしております。当社は現状、取締役(監査等委員である取締役を除く)6~7名、監査等委員である取締役4名の規模で構成しており、取締役(監査等委員である取締役を除く)のうち社外取締役は2名(独立役員は2名)、監査等委員である取締役のうち、常勤の監査等委員は2名(社内出身、社外各1名)であり、社外取締役は3名(独立役員は2名)であります。

【補充原則4-11-2. 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

社外取締役(監査等委員である取締役を含む)の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書により、毎年開示しております。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、2021年3月期、取締役会の実効性について、分析・評価を行いました。評価にあたっては、取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員を対象として、取締役会の構成と運営をはじめとする項目につき、アンケートを実施したうえで、取締役会において議論を行いました。

なお、忌憚のない意見の確保及び客観的な分析の担保のため、アンケートの回答収集・集計は、引き続き外部コンサルタントに依頼しました。その結果、当社取締役会は適切に運営され、実効性は確保されていることを確認しました。昨年度の課題として後継者計画、経営陣の選解任については、任意の指名・報酬委員会の設置・運用等により評価の改善が見られました。なお、重要な経営戦略・事業戦略の審議に際してのより十分な時間の確保等については、引き続き改善の余地があることが確認され、付議基準の見直し等による改善の余地の有無について検討していくことを予定しております。

一方、サステナビリティ、付議基準、機関投資家等との価値共有が課題として確認されました。

当社は、抽出された課題(昨年度からの課題も含め)に継続的に対応していくことで、引き続き、取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2. 取締役のトレーニングの方針】

当社は、新任の取締役(監査等委員である取締役を含む)に対して、当社事業や法令等の認識を深めるための機会を提供しております。また、社外取締役(監査等委員である取締役を含む)については、当社の沿革、事業内容、業績、課題等を説明するとともに、当社の工場見学等も行い、当社についての理解を深めていただいております。また、各取締役(監査等委員である取締役を含む)には必要に応じ適宜セミナー等を会社費用により受講し、業務に必要な専門知識の習得を行っております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 当社は、株主との建設的な対話の実施にあたっては、企画担当取締役が統括し、企画部門長を責任者とし、

(2) 当社は、株主との建設的な対話の実施にあたっては、企画部門、総務人事部門及び経理部門が中心となり、社内関係各部門と連携し、必要事項を取り纏め、情報共有を行うものとします。

(3) 当社は、年2回(第2四半期、期末)の決算発表後、国内機関投資家・アナリスト向け決算説明会を実施いたします。

(4) 当社は、上記決算説明会等において機関投資家等から寄せられた意見等について、取締役会及び経営会議に報告し、情報を共有いたします。

(5) 当社は、インサイダー情報管理に関しては、東証の適時開示事項については、速やかにTDNet及び当社WEBサイトに掲載しております。IR担当者は対応者を限定し、内規である内部情報管理規程に則り情報管理の徹底に努めております。(基本として、開示資料の内容・範囲に限り応答しております。)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	416,593	5.42
三菱重工業株式会社	416,585	5.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	392,900	5.11
三菱化工機取引先持株会	310,807	4.04
株式会社三菱UFJ銀行	235,985	3.07
三菱商事株式会社	235,970	3.07
東京海上日動火災保険株式会社	192,315	2.50
三菱化工機従業員持株会	136,014	1.77
株式会社横浜銀行	125,000	1.63
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	98,000	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- ・【大株主の状況】は、2021年3月31日現在の状況を記載しております。
- ・上記のほか、当社保有の自己株式228,770株があります。
- ・持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
楠 正顕	他の会社の出身者								○			
神吉 博	学者											
山内 暁	他の会社の出身者											
船山 卓三	公認会計士											
吉川 知宏	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
楠 正顕		○	同氏は、三菱重工業株式会社の執行役員であります。同社は当社の株主であり、また、当社は同社との間に製品等の販売等の取引関係がありますが、その額は当社の売上高に対し僅少であります。	同氏は、三菱重工業株式会社の執行役員であり、同社における勤務経験に基づく豊富な知識・経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立、公正な立場で職務を適切に遂行できると考えられるため、独立役員に指定いたしました。

神吉 博		○	同氏は、神戸大学の名誉教授であります。同氏は当社との間に上記の取引関係がある三菱重工株式会社にて1995年6月まで在籍していましたが、同社を退職して神戸大学教授となつてから既に20年以上を経過しております。	同氏は、神戸大学教授として研究・指導に従事され、特に回転機械振動に関する高度な専門知識を有しており、その豊富な知識・経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役を選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立、公正な立場で職務を適切に遂行できると考えられるため、独立役員に指定いたしました。
山内 暁		○	同氏は、当社の主要な借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）にて2010年6月まで在籍しておりました。 なお、同行は持株比率3.07%の株主であります。金融商品取引法上の「主要株主」には該当いたしません。	同氏は、金融機関に長年勤務され、その経験に基づく豊富な知識・経験を当社の監査に反映していただくため、監査等委員である社外取締役に選任しております。
船山 卓三		○	同氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）にて2010年6月まで在籍しておりました。当社は会計監査業務等の報酬として同監査法人へ年間70百万円（2021年3月期）を支払っております。	同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査法人において会計監査業務に長年携わっており、2015年6月には当社社外監査役に就任し、2016年6月には監査等委員会設置会社への移行に伴い監査等委員である取締役（社外取締役）に就任しております。同氏は、財務及び会計に関する豊富な知見に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただいておりますことから、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立、公正な立場で職務を適切に遂行できると考えられるため、独立役員に指定いたしました。
吉川 知宏		○	———	同氏は、弁護士としての長年の経験と専門知識を有しており、2015年6月には当社社外監査役に就任し、2016年6月には監査等委員会設置会社への移行に伴い監査等委員である取締役（社外取締役）に就任しております。同氏は、法律知識に基づいた豊富な知見に基づき、当社グループの経営全般に対する有益なご意見・ご指摘をいただいておりますことから、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、中立、公正な立場で職務を適切に遂行できると考えられるため、独立役員に指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	2	1	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する専任部門はありませんが、総務人事部、経理部、内部監査室等の兼務者が必要に応じて補助しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。
会計監査人は監査等委員会に年間監査計画を報告し、また、四半期決算レビュー後及び期末決算の監査終了後には監査実施概要及び監査結果を報告することとしております。また、会計監査人の実査実施後等に適宜必要に応じ、意見交換を実施することとしております。
内部監査室は、監査等委員会と協議の上、監査計画を立案することとしております。内部監査室は、内部監査実施前には監査等委員会と、監査等委員会監査報告の内容を確認のため、また内部監査実施後には、内部監査の報告をする等情報交換を実施することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	7	0	2	4	1	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名報酬委員会	7	0	2	4	1	0	社内取 締役

補足説明

当社は、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性をより一層高めることにより、コーポレートガバナンス体制を一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として上記委員会を2019年12月に設置いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
-------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の業務執行を担当する取締役に対する報酬制度として、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度を導入しております。本制度の導入は、業務執行を担当する取締役の報酬と当社グループ業績との連動性をより明確にし、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、具体的内容は「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2020年度における取締役の報酬等の総額は、次のとおりです。
取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額 195,824千円（うち社外取締役 8,900千円）
取締役（監査等委員）の報酬等の総額 54,300千円（うち社外取締役 36,900千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特段の記載のない場合は同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、（ ）競争力ある報酬を実現するため世間水準等と遜色のない報酬水準とすること、（ ）中長期的な企業価値向上を実現するため適切なインセンティブを付与することの2点を基本方針としております。具体的には、業務執行を担当する取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等（役員賞与）及び業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社は、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性をより一層高めることにより、コーポレートガバナンス体制を一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置しており、取締役の報酬等の方針及び額については、同委員会における審議・確認による答申に基づき、取締役会において決定しております。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職と職責に応じた職務遂行を促すための報酬として、世間水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等（役員賞与）は、各事業年度の業績目標（連結売上高、連結営業利益）が超過達成したときのインセンティブとして、会社業績、世間水準等を総合的に勘案して支給額を決定し、業績超過達成時のみ金銭支給するものです。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

非金銭報酬等は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用した業績連動型株式報酬とし、中長期的な企業価値向上、中期経営計画の達成を後押しするインセンティブと位置付け、中期経営計画の達成度に応じた当社株式を退任後に交付するものです。非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）の交付株式数は、各事業年度における中期経営計画の目標値（連結売上高、連結営業利益）に対する業績達成度に応じて、標準的な業績達成度の場合の株式数を100%とした場合、0～150%の範囲で変動いたします。

4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担当する取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行うこととしております。取締役会は指名報酬委員会の答申内容に基づき、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等（業績連動型株式報酬）＝80：20としております。

なお、業績連動報酬等（役員賞与）は、上記のとおり、各事業年度の業績目標（連結売上高、連結営業利益）が超過達成時のみ金銭支給することとし、その割合・金額等は当該時に指名報酬委員会において別途審議して取締役会に答申し、取締役会において決定するものとしております。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬委員会において審議・確認した報酬方針及び各役職と職責に応じて定められた規定額に基づき、取締役会決議で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役（監査等委員である取締役を含む）を補佐する担当セクションは、総務人事部です。

社外取締役（監査等委員である取締役を含む）に対する情報伝達は、内容に応じて事前説明の実施、資料の送付等により対応しております。また、必要な会議に出席いただくことも実施しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
波多野 怜	顧問	当社からの要請に対する経験・知見に基づいた助言	非常勤・報酬有	2009/6/26	2022/6/30
山中 菊雄	特別顧問	同上	同上	2015/3/31	2025/6/30
高木 紀一	相談役	同上	同上	2021/6/29	2026/6/30

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新

3 名

その他の事項 更新

(1) 当社は、取締役会長又は取締役社長の経験者が取締役を退任した後に相談役を委嘱しております。任期は5年以内です。

(2) 当社は、上記(1)の相談役の任期を満了した者に特別顧問を委嘱しております。任期は5年以内です。

(3) 当社は、上記(2)の特別顧問の任期を満了した者に必要に応じて顧問を委嘱することがあります。任期は1年(更新有)です。

(4) 上記(1)から(3)の相談役、特別顧問及び顧問の委嘱については、取締役会において決議するものとしております。

(5) 相談役、特別顧問及び顧問には、当社の経営に携わってきた経験・知見から、必要に応じ当社より助言を要請することがあります。但し、経営上のいかなる意思決定及びその監督にも関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社制度を採用しております。
- ・提出日現在、当社の取締役は11名(うち5名が社外取締役)であり、うち監査等委員である取締役は4名(うち3名が社外取締役)であります。
- ・取締役会は毎月1回以上開催しております。取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付けております。
- ・当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)を10名以内、監査等委員である取締役を4名以内とする旨定款で定めております。
- ・監査等委員会は監査等委員4名で構成されており、うち3名は、社外取締役であります。監査等委員は社内主要会議への出席、重要書類の閲覧、各部門及び子会社の調査、代表取締役及び取締役に対する業務執行についての監査を行い、都度監査等委員会において報告を行っております。また、会計監査人との定期的な協議により相互連携をはかっております。監査等委員会は毎月1回開催しております。
- ・当社は、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性をより一層高めることにより、コーポレートガバナンス体制を一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を2019年12月に設置いたしました。本委員会は、取締役会の決議により選任された3名以上の取締役または外部専門家で構成し、委員の過半数は独立社外取締役とし、委員長は取締役会の決議で選任することとしております。
- ・当社は、経営の効率化、意思決定の迅速化及び優れた人材の積極的登用を目的として、執行役員制度を導入しております。提出日現在の執行役員は5名であります。
- ・当社は、取締役及び執行役員等からなる経営会議を毎月1回以上開催しております。経営会議では、取締役会審議事項の事前審議及びその他重要事項についての審議・決定を行っており、意思決定の迅速化と業務運営の効率化をはかっております。
- ・今後とも、取締役会の監督機能の強化を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努める所存であります。
- ・内部監査室等が、当社グループの内部統制システムの構築運営状況のモニタリング、個々の業務活動の適正化の調査並びに各部門内のチェックの有効性を確認することにより内部監査を実施しております。
- ・会計監査については、当社はEY新日本有限責任監査法人与監査契約を締結しております。当社の2021年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は、田光完治、山川幸康の2氏であります。また、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、その他(公認会計士試験合格者、システム監査担当者)27名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2.に記載のとおり、当社は取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、2016年6月に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月29日開催の定時株主総会の招集通知は、6月8日に発送した。
電磁的方法による議決権の行使	2020年6月26日開催の定時株主総会より、インターネットで議決権を行使できることとした。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、年2回(第2四半期及び期末)、国内機関投資家・アナリスト向けに決算説明会を開催しております。但し、2021年3月期決算説明会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第2四半期・期末ともに中止し、資料をウェブサイトに掲載いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主総会招集通知、法令及び定款に基づくインターネット開示事項、株主総会決議通知、株主通信、有価証券報告書、アニュアルレポート、決算短信、中期経営計画資料、決算説明会資料等。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:取締役企画本部担当 IR担当部署:企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「三菱化工機グループ行動憲章」及び「三菱化工機グループコンプライアンス行動基準」に規定し、遵守している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「三菱化工機グループ行動憲章」及び「三菱化工機グループコンプライアンス行動基準」に規定し、遵守している。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社及び当社グループ各社が業務の適正を確保するため、次の体制を整備します。

1. 当社及び当社グループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員は、「当社グループ行動憲章」、「当社グループコンプライアンス行動基準」及び「コンプライアンス委員会規程」に基づき、法令・定款その他社内規則並びに社会倫理・通念を遵守し、行動する。
(2) 社長直属で当社グループ全社を含む部門横断的に構成するコンプライアンス委員会が、当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員のコンプライアンス体制の確立・意識の維持向上のための施策を推進する。
(3) 内部監査室は、従業員の職務の執行が法令・定款及び社内規則等に適合しているかについて、当社グループ全社の業務活動の監査を行い、内部監査結果は、社長に報告の上、取締役及び監査等委員会又は監査等委員に周知する。
(4) 当社及び当社グループ各社の従業員が、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、直接報告することができるコンプライアンスホットライン「ヘルプライン」を設置し、内部通報を奨励すると同時に、通報者の保護を図る。
(5) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は断固として排除する旨を「当社グループ行動憲章」に定めており、当社及び当社グループ各社の役員、従業員、その他関係者がこの行動憲章を遵守するよう徹底する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 当社は、「取締役会規程」、「業務決裁基本規程」及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録し、保存及び管理する。また、取締役(監査等委員である取締役を含む)は、常時これらの文書を閲覧することができるものとする。
3. 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、当社グループの事業に重大な影響が懸念されるリスクの未然防止及びその影響の最小化を図るための基本的事項並びに具体的対応策を「リスク管理規程」に取り纏めることとする。この具体策の推進は、リスク管理委員会が所管することとし、推進活動の進捗状況を適切に取締役会に報告する。
(2) 緊急性を要する事項には、「リスク管理規程」に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報を一元化しトップダウンにて緊急事態に対処する。
4. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営の基本方針及び経営計画等当社の取締役及び従業員が共有する目標を定め、その達成に向けて取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員各自が実施すべき具体的な目標を定める。
(2) 職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役(監査等委員である取締役を除く)、執行役員及び部門長等を構成員とする経営会議を設置し、経営に関する方針及び全社的重要事項について審議する。
(3) 意思決定の迅速化のために、業務分掌規程及び職務権限規程等を見直し・整備し、権限責任を明確にするとともに、重要事項については経営会議における審議を踏まえて、取締役会の意思決定に資するものとする。
(4) 取締役会は、各取締役(監査等委員である取締役を除く)の業務担当を定め、各取締役(監査等委員である取締役を除く)は自らの担当組織を監督する。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社グループは、コンプライアンス、リスク管理、危機管理をはじめとする内部統制方針を制定し共有する。また、各委員会等において具体策の推進を所管する。
(2) 当社は、子会社関係の諸規程を取り纏めた「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営機構(株主総会、取締役会)が十分機能し、自己責任による自立的経営が確立できるよう子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社へ報告を求めることにより、子会社に対して適切な管理をし、支援を実施する。
(3) 当社は、経営推進会議等を通じて、子会社の経営状況を把握するとともに、当社と子会社取締役間の意見交換等を通じて情報の共有化に努める。
6. 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
(1) 当面、社内部門の兼務者が監査等委員会の職務の補助をする。監査等委員会から専任者の配置を求められた場合には、監査等委員会の意向を尊重するものとする。
(2) 監査等委員会の職務の補助をする従業員に対しては、その人事異動、評価等について、監査等委員会の意見を求め、尊重するものとする。
(3) 監査等委員会の職務の補助をする従業員は、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び上司等からの指揮命令は受けないものとし、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
7. 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社は、監査等委員がいつでも経営に関する重要な会議に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く)等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制とする。
(2) 当社及び当社グループ各社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査等委員会に報告する。
(3) 当社及び当社グループ各社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び従業員は、前項の報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、監査等委員会又は監査等委員に対して重要な決裁書類を供覧し、監査等委員会又は監査等委員がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制とする。
(2) 監査等委員及び監査等委員会は、代表取締役、会計監査人等と定期的に意見交換をする会合を持ち、意見及び情報の交換を行うほか、必要に応じて会計監査人の報告を求めるものとする。
(3) 内部監査室は、監査等委員会及び監査等委員との情報交換を含め連携を密にする。
(4) 監査等委員がその職務(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還を請求し

たときは、その必要が認められない場合を除き速やかに処理するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

上記1.(5)に記載のとおりです。

2) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループでは、上記行動憲章を具体化した「当社グループコンプライアンス行動基準」に基本方針を定め、社内に対応担当部門を設け、平素より関係行政機関や地域企業等から情報を収集するとともに、必要に応じて外部専門機関と連携する体制を構築する。また、役員、従業員、その他関係者には、コンプライアンス研修等において「当社グループ行動憲章」及び「当社グループコンプライアンス行動基準」の周知徹底を図る。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、金融商品取引法等の諸法令並びに東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」及び「有価証券上場規程施行規則」等の諸規則（以下「適時開示規則」という）に則り、当社及び当社の子会社に関する情報（以下「会社情報」という）を適時適切に開示致しております。

(1) 会社情報に係る管理・開示基準並びに情報管理責任者及び情報管理担当者

1) 当社は、会社情報の管理・開示基準等を定める「内部情報管理規程」を制定しております。

2) 上記1)の「内部情報管理規程」に基づき、会社情報の管理・開示について情報管理責任者及び情報管理担当者を設置しております。

3) 情報管理責任者は、会社情報を統括して管理する者であり、当社総務人事部長をこれにあたる者としております。

4) 情報管理担当者は、当社各部門及び当社の子会社における情報を管理する者であり、当社においては各部門長、当社の子会社においては当社子会社の総務・管理担当部長をこれにあたる者としております。

5) 当社及び当社の子会社の全ての役員・従業員（以下「役職員」という）は、会社情報を知り、又は会社情報に関して疑義・不明な点がある場合は、まず情報管理担当者に報告又は照会し、さらに不明の場合、情報管理担当者は、情報管理責任者に報告又は照会し、その指示に従うことにしております。

(2) 会社情報の開示

1) 適時開示規則に該当する会社情報は、遅滞無く開示することを原則としております。

2) 適時開示規則に該当する会社情報のうち、決定事実及び決算情報については、原則として取締役会決議の上、開示することとしております。発生事実については、取締役社長、担当取締役、情報管理責任者及び関係部門長による協議、決定により、迅速に開示することとしております。

3) 適時開示規則に該当する会社情報の開示は、情報管理責任者の指示により、総務人事部（決算に関しては経理部）が行うこととしております。

4) 会社情報の開示にあたっては、TDnet（適時開示情報伝達システム）により開示資料をデータ送信し、開示しております。

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制

